

平成 2 8 年

# 1 2 月 定例会提案議案概要

1 1 月 2 2 日送付

## 2 3 議案

- ・ 補正予算 1 0 議案
- ・ 条例 5 議案
- ・ 事件議案 8 議案



補正予算関係

<u>議案第 96 号</u>	<u>平成 28 年度長浜市一般会計補正予算（第 4 号）</u>
<u>議案第 97 号</u>	<u>平成 28 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）</u>
<u>議案第 98 号</u>	<u>平成 28 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）</u>
<u>議案第 99 号</u>	<u>平成 28 年度長浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）</u>
<u>議案第 100 号</u>	<u>平成 28 年度長浜市一般会計補正予算（第 5 号）</u>
<u>議案第 101 号</u>	<u>平成 28 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）</u>
<u>議案第 102 号</u>	<u>平成 28 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 2 号）</u>
<u>議案第 103 号</u>	<u>平成 28 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）</u>
<u>議案第 104 号</u>	<u>平成 28 年度長浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）</u>
<u>議案第 105 号</u>	<u>平成 28 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 1 号）</u>

条例関係

所管課	内 容																																		
人事課	<p><b>議案第 106 号 長浜市職員の給与に関する条例及び長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について</b></p> <p>平成 28 年の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告等を踏まえ、職員給与の改定を行うため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>■本年の給与改定関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>給料表の改定</td> <td>若年層が在職する号俸を中心に、給料月額を平均 0.25% 引上げ 改定率：0.07～0.98%、対象者：1,014 人 (平成 28 年 4 月 1 日遡及適用)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>初任給調整手当</td> <td>医師の初任給調整手当を引上げ 現行：1 年目月額 413,300 円 → 改正案：413,800 円 対象者：3 人 (平成 28 年 4 月 1 日遡及適用)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>期末・勤勉手当</td> <td>支給月数を 4.20 月から 4.30 月に引上げ (+0.10 月)、 引上げ分を 12 月期の勤勉手当に加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;参考&gt; 人事院勧告に伴う影響額 54,817 千円（一般会計、特別会計）</p> <p>■給与制度の総合的見直し関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> <th colspan="3">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">④</td> <td rowspan="4">扶養手当</td> <td colspan="3">配偶者に係る扶養手当額を減じ、子に係る扶養手当額を引上げ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 28 年度</td> <td>平成 29 年度</td> <td>平成 30 年度以降</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000 円</td> <td>10,000 円</td> <td>6,500 円</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>6,500 円</td> <td>8,000 円</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		内容	改正案	①	給料表の改定	若年層が在職する号俸を中心に、給料月額を平均 0.25% 引上げ 改定率：0.07～0.98%、対象者：1,014 人 (平成 28 年 4 月 1 日遡及適用)	②	初任給調整手当	医師の初任給調整手当を引上げ 現行：1 年目月額 413,300 円 → 改正案：413,800 円 対象者：3 人 (平成 28 年 4 月 1 日遡及適用)	③	期末・勤勉手当	支給月数を 4.20 月から 4.30 月に引上げ (+0.10 月)、 引上げ分を 12 月期の勤勉手当に加算		内容	改正案			④	扶養手当	配偶者に係る扶養手当額を減じ、子に係る扶養手当額を引上げ				平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度以降	配偶者	13,000 円	10,000 円	6,500 円	子	6,500 円	8,000 円	10,000 円
	内容	改正案																																	
①	給料表の改定	若年層が在職する号俸を中心に、給料月額を平均 0.25% 引上げ 改定率：0.07～0.98%、対象者：1,014 人 (平成 28 年 4 月 1 日遡及適用)																																	
②	初任給調整手当	医師の初任給調整手当を引上げ 現行：1 年目月額 413,300 円 → 改正案：413,800 円 対象者：3 人 (平成 28 年 4 月 1 日遡及適用)																																	
③	期末・勤勉手当	支給月数を 4.20 月から 4.30 月に引上げ (+0.10 月)、 引上げ分を 12 月期の勤勉手当に加算																																	
	内容	改正案																																	
④	扶養手当	配偶者に係る扶養手当額を減じ、子に係る扶養手当額を引上げ																																	
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度以降																														
		配偶者	13,000 円	10,000 円	6,500 円																														
		子	6,500 円	8,000 円	10,000 円																														

	<p>■確定拠出年金法の改正によるもの</p> <table border="1" data-bbox="416 237 1437 338"> <tr> <td data-bbox="416 237 475 338">⑤</td> <td data-bbox="475 237 1437 338">確定拠出年金法の改正により、公務員等も加入対象に拡大されることから、給与控除項目を定めた規定に、確定拠出年金法に基づく掛金を追加する。</td> </tr> </table> <p>【施行日】①、②、③：公布の日  ④：平成29年4月1日  ⑤：平成29年1月1日</p>	⑤	確定拠出年金法の改正により、公務員等も加入対象に拡大されることから、給与控除項目を定めた規定に、確定拠出年金法に基づく掛金を追加する。
⑤	確定拠出年金法の改正により、公務員等も加入対象に拡大されることから、給与控除項目を定めた規定に、確定拠出年金法に基づく掛金を追加する。		
人事課	<p><b>議案第107号 長浜市職員退職手当条例の一部改正について</b></p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律が平成29年1月1日に施行され、失業等給付の給付内容が変更されるため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 求職活動支援費（旧広域求職活動費）について、交通費の支給要件の緩和や子の一時預かり費用の支給など、給付内容を拡充する。</p> <p>(2) 高年齢被保険者（旧高年齢継続被保険者）に相当する退職者について、新たに就業促進給付等の支給対象とする。</p> <p>(3) 65歳以降に新たに雇用される者が雇用保険の適用対象とされることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【施行日】平成29年1月1日</p>		
税務課	<p><b>議案第108号 長浜市税条例の一部改正について</b></p> <p>日本と台湾との間での二重課税を回避する等の措置を講ずるため日台民間租税取決めが締結されたことを受け、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」が一部改正されたことに伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当に係る個人住民税について、日台民間租税取決めに基づき、源泉徴収課税から申告等に基づく分離課税とする。</p> <p>【施行日】平成29年1月1日</p>		
都市計画課	<p><b>議案第109号 長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</b></p> <p>都市計画区域の再編により、彦根長浜都市計画細江須田地区地区計画の名称を長浜北部都市計画細江須田地区地区計画に変更することに伴い、条例の一部を改正するものです。</p> <p>【施行日】公布の日から起算して1か月を超えない範囲内において規則で定める日</p>		
歴史遺産課	<p><b>議案第110号 長浜市附属機関設置条例の一部改正について</b></p> <p>新たに下記の附属機関を設置するため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>長浜市歴史文化基本構想策定委員会</p> <p>【施行日】公布の日</p>		

## 事件関係

所管課	内 容
歴史遺産課 農政課 都市計画課	<p><b>議案第 111 号～118 号 指定管理者の指定について</b></p> <p>地方自治法の規定により、指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求めるものです。</p> <p>それぞれの公の施設の名称、指定管理者及び指定期間は別紙のとおりです。</p> <p><b>議案第 111 号 五先賢の館の指定管理者の指定について</b></p> <p><b>議案第 112 号 北淡海・丸子船の館の指定管理者の指定について</b></p> <p><b>議案第 113 号 余呉茶わん祭の館の指定管理者の指定について</b></p> <p><b>議案第 114 号 奥びわ湖水の駅の指定管理者の指定について</b></p> <p><b>議案第 115 号 湖北みずどりステーションの指定管理者の指定について</b></p> <p><b>議案第 116 号 海道・あぢかまの宿等の指定管理者の指定について</b></p> <p><b>議案第 117 号 永原駅コミュニティハウス等の指定管理者の指定について</b></p> <p><b>議案第 118 号 長浜市田村駅東駐車場等の指定管理者の指定について</b></p>

## 諮問関係

人権施策 推進課	<p><b>諮問第 4 号～5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて</b></p> <p>人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求めるものです。</p> <table data-bbox="422 1167 1284 1301"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 1167 933 1209">(住所)</th> <th data-bbox="933 1167 1284 1209">(氏名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="422 1209 933 1254">長浜市高月町持寺 1 8 9 番地</td> <td data-bbox="933 1209 1284 1254">高橋 庄一郎 (新任)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1254 933 1301">長浜市木之本町川合 4 3 3 番地</td> <td data-bbox="933 1254 1284 1301">山内 昌達 (新任)</td> </tr> </tbody> </table> <p>任期：平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 1 2 月 3 1 日 (3 年 9 ヶ月)</p>	(住所)	(氏名)	長浜市高月町持寺 1 8 9 番地	高橋 庄一郎 (新任)	長浜市木之本町川合 4 3 3 番地	山内 昌達 (新任)
(住所)	(氏名)						
長浜市高月町持寺 1 8 9 番地	高橋 庄一郎 (新任)						
長浜市木之本町川合 4 3 3 番地	山内 昌達 (新任)						

## 議案第 111 号～第 118 号 指定管理者の指定について

所管課	内容
歴史遺産課	<p><b><u>議案第 111 号 五先賢の館の指定管理者の指定について</u></b></p> <p>公の施設の名称：五先賢の館  指定管理者  所在地：長浜市北野町 1 3 8 6 番地  名 称：五先賢の館運営委員会  代表者：運営委員長 田中 康之  指定期間：平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日</p> <p><b><u>議案第 112 号 北淡海・丸子船の館の指定管理者の指定について</u></b></p> <p>公の施設の名称：北淡海・丸子船の館  指定管理者  所在地：長浜市西浅井町大浦 1 0 9 8 番地 4  名 称：有限会社西浅井総合サービス  代表者：代表取締役 熊谷 定義  指定期間：平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日</p> <p><b><u>議案第 113 号 余呉茶わん祭の館の指定管理者の指定について</u></b></p> <p>公の施設の名称：余呉茶わん祭の館  指定管理者  所在地：長浜市余呉町上丹生 2 4 2 6 番地  名 称：丹生茶わん祭保存会  代表者：会長 轟 利継  指定期間：平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日</p>
農政課	<p><b><u>議案第 114 号 奥びわ湖水の駅の指定管理者の指定について</u></b></p> <p>公の施設の名称：奥びわ湖水の駅  指定管理者  所在地：長浜市西浅井町大浦 1 0 9 8 番地 4  名 称：有限会社西浅井総合サービス  代表者：代表取締役 熊谷 定義  指定期間：平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日</p>

	<p><b><u>議案第 115 号 湖北みずどりステーションの指定管理者の指定について</u></b></p> <p>公の施設の名称：湖北みずどりステーション</p> <p>指定管理者</p> <p>所在地：長浜市湖北町今西 1 7 3 1 番地 1</p> <p>名 称：湖北水鳥ステーション株式会社</p> <p>代表者：代表取締役 村方 義昭</p> <p>指定期間：平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日</p>
都市計画課	<p><b><u>議案第 116 号 海道・あぢかまの宿等の指定管理者の指定について</u></b></p> <p>公の施設の名称：海道・あぢかまの宿、長浜市近江塩津駅前駐輪場所、 長浜市近江塩津駅前駐車場</p> <p>指定管理者</p> <p>所在地：長浜市西浅井町大浦 1 0 9 8 番地 4</p> <p>名 称：有限会社西浅井総合サービス</p> <p>代表者：代表取締役 熊谷 定義</p> <p>指定期間：平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日</p> <p><b><u>議案第 117 号 永原駅コミュニティハウス等の指定管理者の指定について</u></b></p> <p>公の施設の名称：永原駅コミュニティハウス、長浜市永原駅前駐輪場所</p> <p>指定管理者</p> <p>所在地：長浜市西浅井町大浦 1 0 9 8 番地 4</p> <p>名 称：有限会社西浅井総合サービス</p> <p>代表者：代表取締役 熊谷 定義</p> <p>指定期間：平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日</p> <p><b><u>議案第 118 号 長浜市田村駅東駐車場等の指定管理者の指定について</u></b></p> <p>公の施設の名称：長浜市田村駅東駐車場、長浜市田村駅東駐輪場</p> <p>指定管理者</p> <p>所在地：長浜市小堀町 3 7 5 番地 1</p> <p>名 称：公益社団法人長浜市シルバー人材センター</p> <p>代表者：理事長 金田 孫吉</p> <p>指定期間：平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 4 年 3 月 3 1 日</p>

## 第96号 平成28年度長浜市一般会計補正予算(第4号)の概要

### 一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	52,449,041	10,603,467	1,094,800	2,892,718	37,858,056
<b>12月補正予算額(第4号)</b>	<b>0</b>				<b>0</b>
補正後予算額	52,449,041	10,603,467	1,094,800	2,892,718	37,858,056

### 1. 給与改定関係

**0**

○職員給与費	職員給与費等	△ 52,598
	退職手当基金積立金	57,628
○繰出金	国民健康保険特別会計繰出金	△ 5,030

### 特別会計

第97号 平成28年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	職員給与費	△ 5,030
第98号 平成28年度長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第1号)	職員給与費	1,001
第99号 平成28年度長浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	職員給与費	537



# 第100号 平成28年度長浜市一般会計補正予算(第5号)の概要

## 一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	52,449,041	10,603,467	1,094,800	2,892,718	37,858,056
<b>12月補正予算額(第5号)</b>	<b>936,985</b>	<b>458,003</b>		<b>2,127</b>	<b>476,855</b>
				減債基金	476,855
補正後予算額	53,386,026	11,061,470	1,094,800	2,894,845	38,334,911

### 1. 補助採択によるもの

436,208

○臨時福祉給付金給付事業	臨時福祉給付金、給付事務費	349,991【国:349,991】
○地域農業担い手支援事業	農業機械等導入支援補助金追加	62,067【県:62,067】
○水の駅線整備事業	下関屋橋改築負担金追加	24,150【国:12,650】

### 2. 年度内に新たに予算措置が必要となったもの

555,777

○商工振興対策事業	ふるさと寄附お礼等事務委託料追加	4,000
○歴史文化基本構想策定事業	歴史文化基本構想策定委員会委員報酬、旅費	57
○福祉医療助成事業	福祉医療費現物給付分、現金支給分追加	19,634【県:26,454】
○子ども医療費助成事業	子ども医療費現金支給分追加	2,412
○高齢福祉事務経費	介護福祉士資格取得援助金追加	1,995
○介護保険特別会計繰出金	介護保険制度改正に伴うシステム改修費繰出	2,970
○農業振興対策事業	環境保全型農業直接支払交付金追加	9,122【県:6,841】
○農林水産物販売加工施設管理運営事業	奥びわ湖水の駅看板等移設工事	2,127【その他:2,127】
○急傾斜地崩壊対策事業	県営急傾斜地崩壊対策事業負担金追加	4,850
○小中一貫教育校開設準備経費	余呉地域小中一貫教育校開設工事实施設計	5,100
○小学校統合準備経費	浅井小学校職員室他改修工事实施設計	3,600
○長期債元金	繰上償還の実施	499,910

### 3. 事業費等の確定に伴うもの

△ 55,000

○長期債利子	償還利子確定に伴う減額	△ 55,000
--------	-------------	----------

#### ■繰越明許費

○臨時福祉給付金給付事業	臨時福祉給付金、給付事務費	347,367	健康福祉部社会福祉課
○水の駅線整備事業	下関屋橋改築負担金	24,150	都市建設部道路河川課
○橋梁長寿命化事業	橋梁長寿命化修繕工事	75,000	都市建設部道路河川課
○豊公園整備事業	市民庭球場トイレ、音響設備工事等	45,268	都市建設部都市計画課
○小中一貫教育校開設準備経費	余呉地域小中一貫教育校開設工事实施設計	5,100	教育委員会教育総務課

#### ■債務負担行為

○海道・あぢかまの宿等指定管理料(H29～31)		11,520	都市建設部都市計画課
○永原駅コミュニティハウス等指定管理料(H29～31)		10,962	都市建設部都市計画課
○自治会文書発送業務(増額変更)(H29)		1,874	市民協働部市民活躍課
○リウマチ性疾患先進医療学講座寄附金(H29～31)		45,000	健康福祉部健康推進課
○五先賢の館指定管理料(H29～31)		13,188	市民協働部歴史遺産課
○余呉茶わん祭の館指定管理料(H29～31)		7,209	市民協働部歴史遺産課
○北淡海・丸子船の館指定管理料(H29～31)		8,361	市民協働部歴史遺産課
○(仮称)長浜北部学校給食センター整備工事(H28～30)		1,600,000	教育委員会教育総務課

## 特別会計

第101号	平成28年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	国民健康保険特別会計(直診勘定)繰出金	33,248
第102号	平成28年度長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第2号)	財政調整交付金の財源更正	0
第103号	平成28年度長浜市介護保険特別会計補正予算(第1号)	システム改修、国庫県支出金精算返還金	119,709
第104号	平成28年度長浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	【繰越明許費】雨水渠整備事業(打越川排水区)	5,000
		【繰越明許費】雨水渠整備事業(赤川排水区)	204,000
		【債務負担行為増額変更】雨水渠整備事業(赤川排水区)	290,000

## 企業会計

第105号	平成28年度長浜市病院事業会計補正予算(第1号)	薬品費	170,000
		【債務負担行為】病院施設改修等工事	784,000